

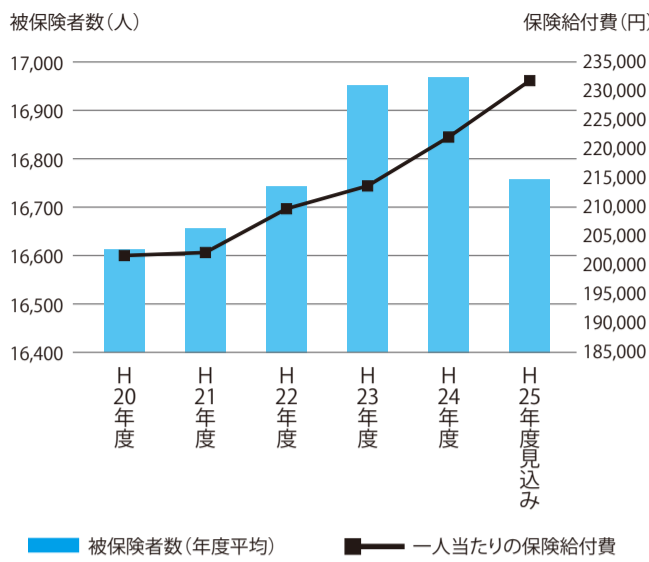
国民健康保険一部負担金の減免および徴収猶予

国民健康保険法では、次のような事情がある場合は、申請により一部負担金(医療機関等の窓口負担)の減免および徴収猶予を受けられることがあります。具体的な基準や減免等の期間、手続きなど、詳しい内容については、市役所市民課まで問い合わせください。

- ・震災、風水害、火災その他これらに類する災害により身体または資産に著しい損害を受けた場合
- ・干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作、不漁等により収入が著しく減少した場合
- ・事業の休業止や失業等により収入が著しく減少した場合

問市民課国保年金班
☎(70)0334

被保険者数と一人当たりの保険給付費



国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者の皆さんから納めていただいていた国民健康保険税のほか、国・県からの補助金などを財源として市町村が運営しています。国民健康保険の加入者が医療機関にかかったとき、窓口で自己負担された分を除いた残りの医療費は、国民健康保険から支払っています。国民健康保険は、加入者全員で支えあつて成り立つ制度であり、保険税を納付いただくことは、国民健康保険を運営するため大変重要なことです。この

国民健康保険の安定的な運営にご協力ください

国民健康保険の安定した運営を図っていくためにも、保険税の納付について、ご理解とご協力をお願いします。

◆保険税を滞納されている方は短期保険証になります

保険証の更新時に前年度までの保険税に滞納がある場合には、通常の保険証より有効期限の短い保険証が交付されることとなります。この滞納されている保険税を完納いただければ通常の保険証を交付します。この完納までに有効期限が切れるときは、市役所まで保険証の更新のため来庁していただく必要があります。また、この短期保険証の交

付後も保険税の納付がないと、医療費の全額(10割)を一時的に自己負担することになる資格証明書の交付となる場合があります。

◆医療費の削減にご協力を!

市の国民健康保険の加入者数は、後期高齢者医療制度が始まった平成20年度以降、1万6千人から1万7千人の間をほぼ横ばいで推移していますが、年間の医療費の国保負担分は年々増加している状況にあります。医療費の増加が続けば、それを賄う保険税も上げなくてはなりません。保険税の負担を増やさないためにも加入者

交通事故などにも後期高齢者医療制度が利用できます

交通事故など第三者の行為によつて病気やけがをした場合でも、届出により後期高齢者医療制度で治療を受けることができます。この場合、後期高齢者医療制度が医療費を立て替え、あとで加害者に費用を請求することになります。ただし、加害者から医療費

を受け取つたり示談を済ませたりすると後期高齢者医療制度の医療を受けられなくなる場合がありますので、示談の前に必ずご相談ください。なお、自損事故の場合は、一般的には給付対象になりませんが、酒酔い運転や無免許運転などの悪質な法令違反の場合、

一人ひとりが健康に気を付け、また医療機関の適正な受診を心掛けるなど、医療費の削減にご協力をお願いします。休日や夜間の受診は避けましょう
・かかりつけ医を持ちましょう
・重複受診はやめましょう
・薬のもらいすぎに注意しましょう
・ジェネリック医薬品を上手に利用しましょう
・定期的に健診を受けましょう
・国民健康保険税を納期内に納めましょう

問市民課国保年金班
☎(70)0334

合は、給付対象になりません。▼手続きに必要なもの
・第三者行為による傷病届一式
・保険証
・印かん
・交通事故証明書(警察から交付を受けてください)※後日でも可

問市民課国保年金班
☎(70)0334
千葉県後期高齢者医療広域連合資格保険料課
☎043(308)6768

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎えた方へ

誕生日の翌月から医療費の窓口負担が2割に

70歳~74歳の方の窓口負担は特例措置により1割負担でしたが、平成26年度から2割負担に見直されることとなりました。

〈対象〉

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎えた方(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

〈2割となる時期〉

70歳の誕生日の翌月の診療から2割になります。

※各月の1日が誕生日の方はその月から2割(例)平成26年4月2日~5月1日に70歳の誕生日を迎えた方は、5月1日から2割負担になります。

▶注意

現役並所得者(※)についてはこれまでどおり3割負担です。

※同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70~74歳の国保被保険者がいる方。ただし、70~74歳の国保被保険者の収入合計が、2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合は、申請により「一般」区分(2割負担)の取り扱いとなります。

問市民課国保年金班
☎(70)0334

ねんきんナビ

年金機能強化法が施行

〈子のある夫にも遺族基礎年金が支給されるようになりました〉

国民年金に加入していた方が亡くなった場合は、亡くなった方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に遺族基礎年金が支給されていましたが、平成26年4月以降、国民年金に加入されていた妻が亡くなった場合に、「子のある夫」にも遺族基礎年金が支給されるようになりました。

〈未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大されました〉

未支給年金(亡くなった方が受け取れるはずであった未払いの年金)を受け取ることでできる遺族の範囲は、亡くなった方と生計を同じくしていた「配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹」でしたが、平成26年4月以降、これまでの遺族の範囲に加えて、「それ以外の3親等内の親族(甥・姪、おじ・おば、子の配偶者など)」まで広がりました。

▶新たに未支給年金を受け取れる遺族

- ・1親等=子の配偶者、配偶者の父母
- ・2親等=孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、配偶者の祖父母
- ・3親等=曾孫、曾祖父母、曾孫の配偶者、甥・姪、おじ・おば、甥・姪の配偶者、おじ・おばの配偶者、配偶者の曾祖父母、配偶者の甥・姪、配偶者のおじ・おば

◆共通事項

▶手続方法=市役所または千葉年金事務所に請求書を提出

※平成26年4月1日以後の死亡が対象となります

問千葉年金事務所 ☎043(242)6320
市民課国保年金班 ☎(70)0334

高齢者の相談窓口

地域包括支援センターだより

~リバースモーゲージとは~

自宅を担保に自治体や銀行などの金融機関から借り入れ、原則として契約者が死亡した後に、担保である自宅を売却する事で借入金を返済する仕組みの事です。通常の住宅ローン(モーゲージ)では、借り入れ後に毎月借入金を少しずつ返済していくので借入金は減っていきませんが、リバースモーゲージでは逆に増えていくのでリバース(逆)モーゲージと呼ばれています。

リバースモーゲージは用途が限定されたものから自由なものまでさまざまで、融資が受ける事ができなくなっても、生涯、担保となった自宅に住む事ができます。

高齢者にとっては生涯住み慣れた家で安定した融資を得る事ができるのでメリットが大きいですが、良い事ばかりではありません。

例えば融資期間中に利息を支払う商品の場合、長生きすればするほど支払う利息が増えます。不動産の立地条件や規模や状況で融資額が異なり、希望通りの融資が得られない事もあります。利用可能額を超えると新たな借り入れはできない為、限度額を超えて長生きした場合、借り入れできなくなった期間の生活費の心配があります。

どんな事も良い面ばかりが目についても、デメリットはあります。借り入れる時は慎重に、計画的に考える必要があります。

◆5月の出張相談

2日(金)13時30分~15時

老人福祉センター「コスモス荘」

※訪問することもできますのでお気軽にご相談下さい

◎高齢者の相談窓口として各種相談を受け付けています

問地域包括支援センター ☎(70)0439 FAX(70)1093

在宅介護支援センターおおみ緑の里 ☎(73)5146

在宅介護支援センター杜の街 ☎(70)1666